

監査結果と措置状況等の公表について

町では、これまで監査結果を役場など町内3か所に掲示し、町民の皆さんにご覧いただきました。

令和3年度からは、より多くの町民の方に知っていただき、監査で指摘された事項への改善がさらに進むよう、条例や規程を改正しました。

その結果、

監査結果と措置状況等を 町のホームページで公開しています。

年1回、内容の要点をまとめた「監査だより」を各ご家庭に配布することとしました。

※紙面の都合により一部のみ掲載しています。詳細は 町ホームページ をご覧ください。

○監査の概要

令和6年10月から令和7年9月までの例月出納検査分での指摘事項等について、分野ごとの件数はつぎのとおりです。

指摘事項等の合計：19件

- ・改善された○：監査委員が、指摘した事項に対し、必要な改善措置が既に実施され、適切に対応が完了しているもの。 16件
 - ・対応中 △：一定の対応は行われているものの、改善が十分でない、または継続的な対応が必要であるもの。 3件
 - ・未実施 ×：監査委員が、指摘した事項に対する改善措置が行われていない、又は対応が確認できないもの。 0件

項目	件数	○	△	×	企画財政分野	若者定住推進分野	総務分野	住民分野	福祉保健分野	観光産業分野	環境整備分野	会計分野	議会分野	教育分野	病院分野
指摘等	19	16	3	0	7	0	3	0	2	2	1	0	0	4	0

監査だより -No.5- 令和7年12月25日

奥多摩町監査委員事務局 0428-83-2302

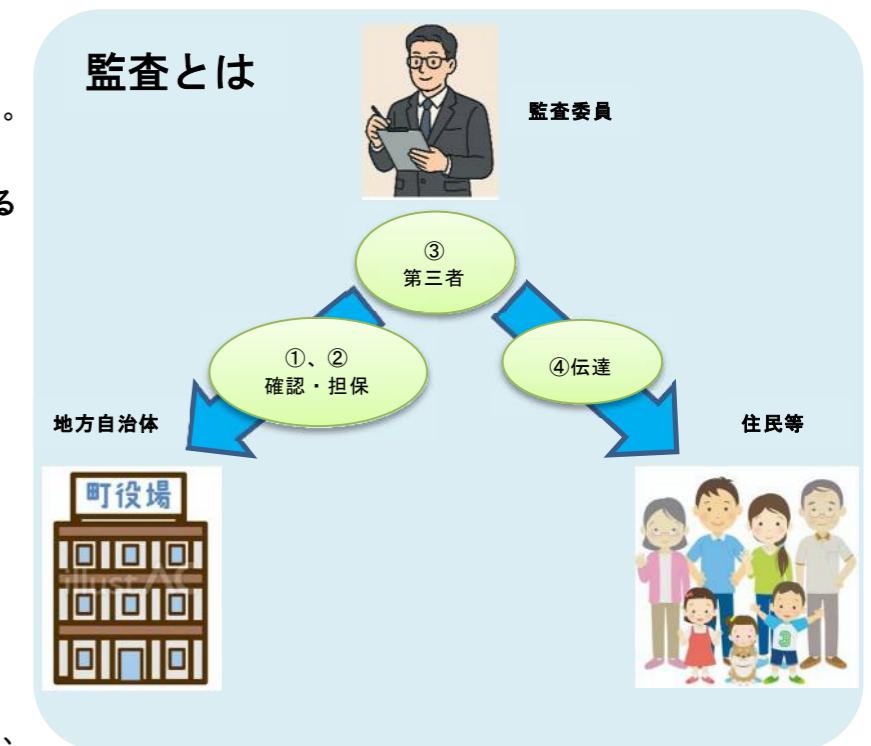
監査委員とは

監査委員は、地方自治法第195条の規定により、市町村に必ず設置される機関です。

監査委員は、自治体の財産や事務が正しく、安全に、効率よく行われているかをチェックする役割を持っています。簡単に言うと、「町のお金や仕事が住民のためにしっかり使われているかを見守る人」です。

具体的には、次のようなことを行います。

- ① 法令やルールに沿っているか確認する
 - ・お金の使い方や事務の手続きが法律や町のルールに違反していないかを調べます。
 - ② 経済性・効率性・有効性をチェックする
 - ・少ない費用で大きな効果が出るように、仕事の進め方や使い方を確認します。
 - ③ 独立した立場で公正に監査する
 - ・町長や議会とは独立して、偏りなく公正・公平に監査します。
 - ④ 結果を住民に知らせる
 - ・監査で分かったことは、議会や住民に報告されます。
 - ・住民全体の財産が守られているかどうか、皆さんも知ることができます。



【奥多摩町の監査委員 2名】

- ・代表監査委員：令和4年4月1日より 松永健太郎氏
・議会選出監査委員：令和5年12月19日より 高橋邦男氏

代表監査委員
松永 健太郎 氏



議會選出監查委員
高橋 邦男 氏



◎令和6年度 後期実施分措置状況

件名	観光ごみ引き取り業務委託のごみの量と作業日数を明示	金額	155,208 円	区分	意見					
所管課	観光産業課	監査実施日	令和 6 年 10 月 24 日							
監査意見	8 月に鳩ノ巣駅前で実施した観光ごみ回収について、ごみは鳩ノ巣駅前まで持参せず、国道沿いのごみステーションや個人宅脇に置かれている例も見受けられた。今後は、地域の意向も確認しつつ、ごみ引き取り場所を検討されたい。									
措置状況等・今後の対応、スケジュール等										
令和 7 年度の実施に向けて回収場所の再検討を行い、保管場所の課題もあることから、引き続き駅前で回収を実施しました。春の大型連休では 4 日間で 2 袋、夏のお盆期間ではチラシを配布したうえで 9 日間で 22 袋を回収し、渓谷周辺でのごみの放置防止に一定の効果がありました。										
今後は、町の第 6 期長期計画に掲げる「観光ごみステーション」について、JR 八王子支社や沿線まるごと連携し、駅周辺での社会実験を検討してまいります。										
評価	○	回収場所の検討および周知方法の改善により放置ごみの減少が図られ、今後の取組も計画されており、適切な措置が講じられていると判断する。なお、報告可能な事項については、今後、報告されたい。								

◎令和6年度 後期実施分措置状況

件名	8 月 31 日現在の介護保険特別会計収支現計表において「使用料及び手数料」の収入済額が調定済額を上回り未調定となっていた。その理由と経緯を次回報告すること。	金額	74,600 円	区分	指摘事項					
所管課	福祉保健課	監査実施日	令和 6 年 11 月 21 日							
監査意見	9 月 26 日実施分の確認事項および 10 月 24 日実施分の指摘事項「8 月末時点の使用料及び手数料の歳入において、調定額と比べ収入済額が 74,600 円多かった事由に伴う伝票の決裁処理に係る決裁者不在時の対応」についてである。									
今後は、決裁者の長期不在が判明してから対応するのではなく、事前に書類整理や決裁処理の準備を行るべきである。不在期間の長短に関わらず、想定される状況に対応するマニュアルを作成し、再発防止に取り組むこと。マニュアル作成により、人事異動等による担当者変更時にも適切に対応できる体制とすること。										
措置状況等・今後の対応、スケジュール等										
12 月 26 日に「決裁者不在時の決裁処理マニュアル」を作成し、以降は同マニュアルに基づき事務を執行することで、再発防止に取り組んでいます。										
評価	○	マニュアル作成により再発防止体制が整備されたことから、概ね適切な措置が講じられている。								

件名	氷川地内水槽解体工事の内容(解体の理由及び場所含む)を明示	金額	1,199,000 円	区分	意見					
所管課	企画財政課	監査実施日	令和 6 年 10 月 24 日							
監査意見	当該宿舎が建設されていた場所は民有地であり、今回、土地所有者からの要請に基づき解体工事を実施したが、本来であれば、宿舎本体と水槽設備を併せて解体し、現状回復したうえで土地所有者へ返還すべきものであったと考えられる。今後は同様の事例が生じないよう、契約内容等の確認を徹底すること。									
措置状況等・今後の対応、スケジュール等										
旧国民宿舎思源荘は 1990 年頃に閉業・解体されました。水槽設備が残置された理由は資料等からは不明でした。土地所有者からの要請により、町が撤去を実施したものです。今後、賃貸借契約の解除や返還を行う際は、担当課および契約管財係が原契約内容を適切に確認してまいります。										
評価	△	原契約の確認は当然の事として、それ以上に各物件における留意事項のデータ管理や、簡易的に検索できるようなシステム構築も模索すべきと考える。								

件名	森林館改修工事（前払金）の内容を明示	金額	10,100,000 円	区分	意見					
所管課	教育課	監査実施日	令和 6 年 11 月 21 日							
監査意見	町内には公共施設が多数あり、改修工事にかかる費用も多額となる。森林館は入館者数が少ない状況であることから、改修にあたっては費用対効果を考慮しつつ、入館者数の増加を図るために運営改善を行うこと。									
措置状況等・今後の対応、スケジュール等										
森林館の HP リニューアルによる集客強化に加え、バードウォッキングや巨樹めぐり体験などのガイド事業を令和 7 年度予算に計上しました。あわせて、2 階ガラス張りテラスの活用についても、引き続き改善に向けて研究してまいります。										
評価	△	改善に向けた取組は認められるものの、費用対効果の検証が不十分であり、活用方法について具体的な案を明示すべきである。現時点では十分な措置が講じられたとは言えない。								

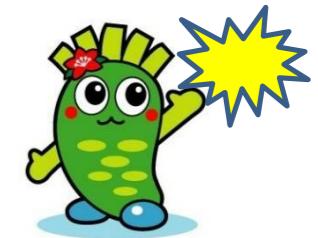
◎定期監査における区分「指摘事項」等に関する判断基準

・指摘事項

1. 法令等に違反しているもの
2. 故意又は過失によるもの
3. 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの
4. 事務処理が遅延しているもの、改善や検討を要するもの
5. 過去の監査で指摘、指導した事項で改善の努力がされていないもの

・意見

業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの



二次元コード

*紙面の都合により一部分を掲載していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

*全文は、町ホームページ～行政情報サイト～町政情報～監査に掲載しております。

